



日本共産党
並木 幹男

議員

市長の政治姿勢について

問 今年、国連で歴史

上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が採択された。ところが、日本政府は核兵器禁止条約に参加しなかった。今、政府の姿勢を厳しく問い、被爆国にふさわしい政治に踏み出すことが求められる。このような中で、非核平和なまづくりの意義は一層重要である。市長の平和行政の考えと取り組みはどうか。

答

市長 市では、非核平和都市宣言を行っていますし、また、平和首長会議への加盟・参加、平和啓発事業として、

介護保険制度について

問

障害のある人が65歳になると、障害福祉から介護保険制度

へ移行される。全国的に見ると、サービスの打ち切りや切り下げが問題に

戦争や核兵器の悲惨さを知ってもらうため、毎年、広島市にある平和記念公園の原爆の子の像に折り鶴を捧げるため、市内各小学校や市民団体等に折り鶴の作成を依頼して、広島市に送っています。今年7月7日に採択された核兵器禁止条約では、被爆者を核兵器使用の被害者と定義しています。そういった意味で、日本が世界でただ一つの被爆国としてこの条約に、日本政府としてもできるだけ早く参加すべきであるということが、私の態度です。

答

保健福祉部長 介護保険法の規定により、介護保険サービスの利用ができる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先されることとなります。介護保険サービスの利用の内容等では、十分なサービスが得られない場合には、障害福祉サービスの支給するなど、個々の実態に即した運用を図っています。

問

介護保険制度で、保険料を払いきれない低所得者の高齢者に対して行われているペナルティーが問題になっている。保険料を2年以上滞納した場合、サービスの利用料の本人負担が引き上げられるなどの罰則により、必要な介護が受けられない人が各地で生まれ

なっている。介護保険優先原則には多くの問題がある。生活扶助の訪問介護は、障害者福祉同様のサービスが受けられない場合もある。また、障害福祉では無償とされてきた低所得者のサービス利用料も、原則1割となる。市としての運用はどうか。



介護保険証、パンフレット

ているためである。保険料滞納の状況とこの罰則の対応はどうか。

答

保健福祉部長 滞納者の状況ですが、6月現在で延べ1,467人です。滞納額は4,357万4,440円です。罰則規定については、保険料を1年以上滞納の場合、利用料を10割負担してもらい、保険料納付後、利用料の9割分を償還払いします。また、2年以上の場合、利用者負担が3割に、さらに、高額介護サービスの限度額が停止になります。以上のような罰則規定はありますが、現在、滞納がある利用者については、分納で納付をいただいております。罰則の適用をしている方はいません。

ごみ行政について

問

国は、改正基本方針（平成28年度）で、廃棄物の新たな目標を決めた。それによると、平成32年度目標として、排出量を約12%削減する、1人、1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムにする、再生利用量を約21%から27%へ増加させる、としているが、ごみの減量と資源化率の現状、今後の計画はどうか。

答

経済環境部長 市後期基本計画策定時に、平成25年度の1人、1日当たりのごみ排出量は733グラムで、平成28年度は713グラムと20グラム減少し、平成29年度の後期めざそう値、713グラムを達成しています。再資源化率については、平成25年度は17.3%でしたが、平成28年度は18.9%と1.6%増加した状況です。ごみ排出量の削減に向けては、ごみ分別の徹底を推進するとともに、再資源化に向けても、リサイクル倉庫の活用や、資源回収運動奨励制度の普及を図るとともに、効果的な施策等について関係団体と協議していきたいと考えています。

